

## 金銭管理及び財産保全サービス事業運営・監視委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「千曲市社協」という。）が、高齢者及び障害者等に対する金銭管理・財産保全サービス事業実施要綱第11条の規定に基づき、事業の透明性、公正性を担保し利用者の財産保全に努めるとともに、利用者からの苦情を解決し、事業の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

### (機能及び権限)

第2条 運営・監視委員会（以下「委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事柄の監視及び苦情解決を行うとともに、事業の実施に関し助言、現地指導、勧告を行うものとする。

- (1) 金銭管理の監視
- (2) 財産に関する書類等の保全確認
- (3) 利用者からの苦情解決
- (4) 意思能力に疑義が生じた場合の助言
- (5) 契約内容の見直しの助言

### (委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、千曲市社協の理事及び評議員を除き、法律、財務、会計、保健、福祉等の専門的な知識を有する者から、会長が委嘱する。

2 委員は、3名とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した者が職務を代行する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席を持って成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、千曲市社協に置き、事務局に事務局職員を置く。

事務局職員は、事業の円滑なる運営と、利用者の権利を保護するため、公正な事務処理をするとともに、委員の指示に従い、委員の活動に協力しなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。